

平成 24 年 7 月 30 日

受益者の皆様

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

**「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)」
投資信託約款の重大な変更(予定)について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型株式投資信託「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款の重大な変更を行なう予定ですのでお知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、以下の説明をお読み頂き、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更(予定)対象ファンド

追加型株式投資信託「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)」

2. 変更内容

①以下の通り、当ファンドの主要投資対象ファンドを変更いたします。

現在の主要投資対象ファンド

「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット

(ケイマン籍外国投資信託:円建)

変更後の主要投資対象ファンド

「バリュー・パートナーズ・アブソリュート・グレーターチャイナ・クラシック・ファンド」

(アイルランド籍会社型外国投資信託:米ドル建)

これに伴い、当ファンドの購入・換金申込不可日が

香港の銀行休業日 → 香港もしくはダブリンの銀行休業日、

香港の取引所の休業日

となります。

②また、投資対象ファンドの変更に伴って、

1. 運用管理費用の実質的な負担の増加を避けるため、当ファンドの信託報酬のうち、委託会社受領分が

年 0.6300% (税抜 年 0.60%) → 年 0.6090% (税抜 年 0.58%)

となります。よって、当ファンドの信託報酬率は

年 1.3125% (税抜 年 1.25%) → 年 1.2915% (税抜 年 1.23%)

となります。

※なお、上記に伴い、当ファンドの受益者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬率）は、年 2.5095%（税抜年 2.447%）±0.2%（概算）程度となります。

2. 換金（解約）代金のお支払日が、申込受付日から起算して

6 営業日目 → 8 営業日目

となります。

3. 変更の理由

当ファンドは、設定後の 2006 年 11 月には純資産総額が 100 億円を超えるなど、お客様のご支持を頂いておりましたが、その後、純資産総額は減少を続け、直近では 7 億 4 千万円程度となっています（2012 年 6 月 29 日現在）。

今般、現在の主要投資対象ファンドの運用を担当しているバリュー・パートナーズ社より、純資産総額が一定の水準を下回ったことを根拠として「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」の繰上償還を行う旨の通知を受けました。同外国投信の償還については、誠に残念ながら弊社での対抗措置が取りえないため、同外国投信の繰上償還は回避できないものの、代替ファンドとして、ほぼ同様の運用を行う「バリュー・パートナーズ・アブソリュート・グレーターチャイナ・クラシック・ファンド」を新たな主要投資対象ファンドとすることにより、当ファンドの繰上償還を回避し、運用を継続することが、受益者の皆様の利益に供すると考えるためです。

※「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」と「バリュー・パートナーズ・アブソリュート・グレーターチャイナ・クラシック・ファンド」の詳細につきましては、（別紙）をご覧ください。

4. 手続きの日程（予定）

① 新聞公告日:	平成 24 年 7 月 30 日
② 異議申立期間:	平成 24 年 7 月 30 日～平成 24 年 8 月 31 日
③ 異議申立口数の確定日:	平成 24 年 8 月 31 日
※信託約款の変更が決定した場合には以下の手続きとなります。	
④ 買取請求期間:	平成 24 年 9 月 3 日～平成 24 年 9 月 25 日
⑤ 信託約款の変更適用日:	平成 24 年 9 月 26 日

- 当ファンドの信託約款の変更は、異議をお申立ての受益者の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。なお、信託約款の変更を行わない場合は、その旨を平成 24 年 9 月 6 日以降、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。
- 信託約款の変更が行われる場合、異議を申立てた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細は、後記 6 をご参照下さい。

5. 異議申立ての方法

予定しております信託約款の変更に対して異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、平成 24 年 8 月 31 日必着にて弊社まで異議をお申立て下さい。
信託約款の変更にご同意頂ける場合は、特段のお手続きは必要ありません。

(1) 宛先

〒104-0033 東京都中央区新川 1-17-25 東茅場町有楽ビル 8 階
ユナイテッド投信投資顧問株式会社 投信営業部門 異議申立窓口 宛

(2) ご記入頂く内容

① ファンド名:	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
② ご住所:	販売会社にお届けのご住所
③ お名前:	自署。販売会社へのお届け印捺印
④ 電話番号:	日中に連絡が可能な先
⑤ 平成 24 年 7 月 30 日現在の保有口数:	〇〇口と正確にご記入下さい。
⑥ 取引販売会社・取引店名、口座番号:	
⑦ 信託約款の変更に対する旨:	

(ご注意)

- ※ 複数口座をお持ちの方は、口座ごとに保有口数をご記入下さい。
- ※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てを受付できない場合があります。
- ※ 異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して保有口数の確認を行います。その際に、ご本人確認のための書類をご提出頂くことがあります。

6. 異議を申立てられた受益者の買取請求手続きについて

信託約款の変更に異議を申立てられた受益者は、平成 24 年 9 月 3 日から平成 24 年 9 月 25 日までの期間に、ご自身に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対し、投資信託財産の買取請求を行うことができます。

ただし、信託約款の変更に異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求をしなければならぬわけではありません。

買取請求の手続きの詳細は以下の通りです。

(詳細)

- ・ 買取請求は、信託約款の変更に對し異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対し一定期間に限り行うことができるもので、販売会社に対する通常の買取請求とは異なります。
- ・ 買取の価額は、当該受益者が享受すべき公正な価額(受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額)となります。
- ・ 買取代金については、当該受益者が指定する銀行口座に受託銀行より振込みます。
- ・ なお、当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は当該受益者負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のような手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金の支払いには、通常の解約請求よりも日数を要することがあります。
- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中のいずれも、信託約款の変更に異議を申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、解約の申込みを受付けますが、ご自身の受益権について、買取請求を行った場合は、解約の申込みができなくなりますので、予めご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>
ユナイテッド投信投資顧問株式会社 投信営業部門
お客様デスク電話番号: 03-5542-7150
受付時間: 午前 9 時から午後 5 時まで

以上

(個人情報の取り扱いについて)

異議申立てに際して、受益者の方が弊社(委託会社)、販売会社、受託銀行にご提出される個人情報は、信託約款の変更に係る異議申立ての受益権口数の管理及び買取請求の手続きを利用目的とし、それ以外の目的に使用することはありません。個人情報は、弊社個人情報保護規定に従って厳格な管理を行います。

変更後（予定）の主要投資対象ファンドと現行の主要投資対象ファンドの詳細

	新外国投信(予定)	現行外国投信
ファンド名	バリュー・パートナーズ・アブソリュート・グレートチャイナ・クラシック・ファンド	SAM グレートチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット
投資通貨	米ドル	円
ファンド形態	アイルランド籍会社型外国投資信託 (UCITS)	ケイマン籍外国投資信託 (円建てユニットトラスト)
受託会社	-	Bank of Bermuda (Cayman) Limited
保管受託銀行	Citibank Europe plc (Dublin)	HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
監査法人	PricewaterhouseCoopers Dublin	PricewaterhouseCoopers Cayman
投資顧問会社	Value Partners Hong Kong Limited	Sensible Asset Management Limited
副投資顧問会社	なし	Value Partners Limited
設立日	2012年5月 (アンブレラ 2012年3月)	2006年11月
決算日	毎年12月末	毎年3月末、9月末
分配	なし	なし
販売手数料	上限5%(今回は適用除外)	なし
外国投信の報酬率	年率1.33%(実績報酬:15%)	年率1.31%(実績報酬:15%)
その他費用	有価証券取引にかかる費用、事務費用、監査費用など	有価証券取引にかかる費用、事務費用、監査費用など
解約手数料	上限3%(今回は適用除外)	なし
追加設定・解約	日次	日次
運用方針・チーム	バリュー・パートナーズ社の旗艦ファンドである Classic Fund と同じ。	バリュー・パートナーズ社の旗艦ファンドである Classic Fund と同じ。

	外国投信変更後 ディープリサーチ・チャイナ・ファンド	現行 ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年率概算(税込)2.5095%±0.2%	ファンドの純資産総額に対して 年率概算(税込)2.5125%±0.2%
換金代金	原則として換金(解約)申込受付日から 起算して8営業日目からお支払いします	原則として換金(解約)申込受付日から 起算して6営業日目からお支払いします

- ・新外国投信については、販売手数料が上限5%、解約手数料が上限3%となっていますが、バリュー・パートナーズ社との交渉の結果、当ファンドについては適用を除外されます。
- ・その他の費用については、両外国投信とも、有価証券取引にかかる費用、事務費用、監査費用などが含まれますが、定率の費用と定額の費用とがあり合計の水準は変動するため、事前に率を特定することは出来ません。当ファンド全体の実質的な費用は現行が2.5125%±0.2%(年率概算(税込))であるのに対し、新外国投信変更後では2.5095%±0.2%(同)となり概ね同水準となります(何れも税込み)。
- ・投資通貨については、現在は円での投資となっていますが、新外国投信では、当ファンドから円資金で米ドル建ての外国投信を組入れる形となります。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド<変更の対象となる投資信託約款の変更内容>

新	旧
<p>2. 運用方法 (2)投資態度</p> <p>①ファンド・オブ・ファンズの形態で運用を行ないます。</p> <p><u>「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」</u> <u>(米ドル建て)</u> および「ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)」の投資信託証券を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。</p> <p>1. <u>「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」</u> <u>(米ドル建て)</u> …… 90%以上</p> <p>主に大中華経済圏の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的としたアイルランド籍会社型外国籍投資信託 (略)</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) <削除></p> <p>(信託報酬等の総額) 第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>123</u> の率を乗じて得た額とします。</p>	<p>2. 運用方法 (2)投資態度</p> <p>①ファンド・オブ・ファンズの形態で運用を行ないます。</p> <p><u>「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット (SAM Greater China Equity Fund J Unit)」</u> および「ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)」の投資信託証券を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。</p> <p>1. <u>SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット</u> …… 90%以上</p> <p>主に大中華経済圏の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的としたケイマン籍契約型外国投資信託 (略)</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) <u>第 26 条 委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 50 以上となる投資の指図をしません。ただし、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される (販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。) ファンドであることが約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の 100 分の 50 以上取得できるものとします。</u></p> <p>(信託報酬等の総額) 第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>125</u> の率を乗じて得た額とします。</p>

(略)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条

(略)

④ 一部解約金（第 47 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8 営業日且から当該受益者に支払います。

(略)

付 表

1. 別に定める投資信託証券

約款第 22 条の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および外国投資信託の受益証券をいいます。

追加型証券投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーフアンド（適格機関投資家向け）」

アイルランド籍会社型外国投資信託「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」（米ドル建て）

2. 別に定める海外市場休業日

約款第 13 条第 2 項および第 47 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

- ・香港もしくはダブリンの銀行の休業日
- ・香港の取引所の休業日

(略)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条

(略)

④ 一部解約金（第 47 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日且から当該受益者に支払います。

(略)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 22 条の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および外国投資信託の受益証券をいいます。

追加型証券投資信託 ユナイテッド日本債券ベビーフアンド（適格機関投資家向け）

外国籍投資信託 SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(SAM Greater China Equity Fund J Unit)

2. 別に定める海外市場休業日

約款第 13 条第 2 項および第 47 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

- ・香港の銀行の休業日